

政令第二百七十八号

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項及び第三十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 平成二十八年八月九日から平成三十三年八月八日までの期間

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするものうち、平成二十八年四

月九日から同年八月八日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条及び第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附 則

この政令は、平成二十八年八月九日から施行する。